

市内障害児通所支援事業所 管理者 様
市内障害児相談支援事業所 管理者 様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

障害児支援従事者による未成年者誘拐事案を踏まえた緊急対応について（依頼）

平素より、本市の障害児福祉行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。

このたび、市内の障害児通所支援事業所の従業者が、利用児童を勤務時間外に自宅から連れ出す事案が発生し、警察による捜査が行われた結果、未成年者誘拐などの疑いで逮捕されるという、極めて遺憾な事案が発生いたしました。

障害児支援に従事する職員には、障害児の意思及び人格を尊重し、障害児の立場に立った適切な支援を行うことが求められます。利用児童の安全・安心を確保し、保護者をはじめとする関係者の不安を解消するため、各法人・事業所におかれましては、以下の事項について御確認いただき、速やかに御対応いただきますようお願い申し上げます。

1 利用児童との私的なコミュニケーション等の防止

利用児童との関係において、公私の区別を明確にし、適切な距離感の保持を徹底してください。

特に、次のような行為は、児童への不適切な関わりや重大な権利侵害につながるおそれがあることから、厳に慎んでください。

- ・利用児童を私的な目的で外出に連れ出す、自宅等へ招く
- ・勤務時間外に利用児童と私的に会う
- ・利用児童と私的な連絡先（SNS 等含む）を交換し、私的なやり取りを行う
- ・不必要に利用児童と二人きりになる

2 不適切事案・虐待等を把握した場合の対応

利用児童との私的なコミュニケーションその他の不適切な行為や虐待が疑われる事案を把握した場合には、事実を確認の上、当該児童の安全確保及び保護者への説明その他必要な対応を速やかに実施してください。あわせて横浜市に速やかに第一報を行い、必要に応じて警察、区こども家庭支援課、児童相談所その他の関係機関へ御相談ください。

《市町村への通報義務》

障害者福祉施設従業者等による虐待を受けたと思われる障害者（18 歳未満の障害児を含む）を発見した場合は、市町村への通報を行わなければなりません。なお、障害者福祉施設の従事者が市町村に虐待通報を行ったことにより、解雇その他不利益な取扱いを受けることはないとされています。

【通報先】

通報先	受付時間	電話番号
横浜市こども青少年局障害児福祉保健課	平日 8:45～17:15	045-671-4274
横浜市障害者虐待防止センター	24 時間・365 日	045-662-0355
(参考)保護者による児童虐待を発見した場合 よこはま子ども虐待ホットライン	24 時間・365 日	0120-805-240

3 各種ガイドライン等の確認

こども性暴力防止法が令和 8 年 12 月 25 日から施行されますので、改めてこども性暴力防止法ガイドラインをはじめとした以下の各種ガイドライン等を御確認ください。また、防犯カメラやドライブレコーダー等を設置していない事業所においては、支援状況を第三者にも説明できるよう、防犯カメラ・ドライブレコーダー等の設置について検討してください。

あわせて、日々のミーティングや研修等を通じ、利用児童との不適切な支援及び関係性についての理解を深めるとともに、適切な支援及び関係性の構築に努め、改めて職員の服務規律等の内部ルールも御確認ください。

■ こども性暴力防止法に関するこども家庭庁ホームページ

→ 制度概要、事業者・従事者向け資料、各種法令、ガイドライン等があります。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

■ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

→ 施設・事業所従事者向けマニュアル等があります。

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki#h2_free5

■ 横浜市放課後等デイサービスガイドライン

→ 国のガイドラインを基本に、横浜市の実情や実例を引用し、解釈を加えています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/shien/tuushosien.files/0244_20250616.pdf

【担当】

こども青少年局障害児福祉保健課 金川、山田、川上

電 話 045-671-4274

メール kd-syogaijifukuho@city.yokohama.lg.jp

3. 「性暴力」と「不適切な行為」

性暴力について

こども性暴力防止法において、事業者が防止すべきものとして定められている性暴力（児童対象性暴力等）には、次のものが該当します。

児童生徒性暴力等の定義およびその具体的内容

児童生徒性暴力等の定義	具体的内容
1 児童生徒等に性交等(刑法(明治40 年法律第45 号)第177 条第1 項に規定する性交等をいう。以下同じ。)をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること ※児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。	・ 刑法第 177 条の不同意性交等罪に当たる行為 ・ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条第 1項第6号の淫行罪に当たる行為 ・ いわゆる青少年健全育成条例により禁止される性交等
2 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること(1に掲げるものを除く。)	・ 刑法第 176 条の不同意わいせつ罪に当たる行為 ・ 児童福祉法第 34 条第1項第6号の淫行罪に当たる行為(1の場合を除く。) ・ いわゆる青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為
3 刑法第 182 条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第 52 号。以下「児童ポルノ法」という。)第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第 67 号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。)第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をすること(1及び2に掲げるものを除く。)	・ 刑法第 182 条の罪に当たる行為:16 歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求(同条第1項)、面会(同条第2項)、性的な姿態を撮影した映像の要求(同条第3項。いわゆる自撮り要求等) ・ 児童ポルノ法第5条から第8条までの罪に当たる行為:児童買春周旋(同法第5条)、児童買春勧誘(同法第6条)、児童ポルノ所持、提供等(同法第7条)、児童買春等目的の人身売買等(同法第8条) ・ ※ 児童買春(同法第4条)は明記されていないが、性交等に係る他の規定との重複を避けるためであり、児童買春は児童生徒性暴力等の対象となる。 ・ 性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為(児童生徒等に係るものに限る。):児童生徒等に係る性的姿態等の撮影(同法第2条)、性的影像記録の提供等(同法第3条)及び当該行為をする目的での保管(同法第4条)、性的姿態等影像の送信(同法第5条)、及び記録(同法第6条)
4 児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること(1から3までに掲げるものを除く。) ・ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位(児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する性的な部位をいう。)その他の身体の一部に触れること ・ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること	・ いわゆる迷惑防止条例により禁止される痴漢や3に含まれない盗撮等の行為など ・ ※ 4には身体の一部に触れることが内容に含まれているが、「児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事」が要件となっている。例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うことなど、教育職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。
5 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事(1から4までに掲げるものを除く。)	・ 児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメント(児童生徒等を不快にさせる性的な言動)など

※ 犯罪ではない行為も含みます。

※ 教員性暴力等防止法における「児童生徒性暴力等」と同じ行為です。

事業者は、性暴力の範囲について、服務規律や就業規則などに定め、従事者やこども、保護者に周知する必要があります。従事者による性暴力が行われた場合には、事業者は、こども性暴力防止法に基づく防止措置として、その従事者をこどもと接する業務に従事させないことが必要となります。詳細は、従事者向け研修資料「第7章 防止措置」やこども性暴力防止法の解説資料「第9章 防止措置」をご覧ください。

不適切な行為について

■「不適切な行為」についての基本的な考え方

「不適切な行為」とは、その行為そのものは性暴力には該当しないが、業務上必要な行為と言えず、継続・発展することにより性暴力につながる可能性がある行為です。「不適切な行為」もこどもの尊厳を侵害する可能性があります。また、「不適切な行為」が行われる中で、公私の区別が不明確になったり、こどもとの適切な距離感が失われたりすることにより、性暴力に至るリスクがあります。このため、「不適切な行為」の段階で対処することで、性暴力を未然に防止することが重要です。

■「不適切な行為」の決定と周知

「不適切な行為」は、事業内容などによってその範囲が異なりますので、各事業者において、次の点に留意しながら、事業の実態に即して「不適切な行為」の範囲を定めることが必要です。

- ・ 必要に応じて専門家に相談する
- ・ 現場の従事者とコミュニケーションを図る
- ・ 従事者が過度に萎縮しないよう留意する
- ・ 文化・慣習に基づく行為も、こどもの視点から見直す

「不適切な行為」を服務規律や就業規則などに定め、従事者に周知徹底することも必要です。また、次のような取組を通じ、「不適切な行為」に関する共通認識を形成することも重要です。これにより、現場における考え方や行動が変わっていくことも期待されます。

- ・ 「不適切な行為」に該当する可能性のある行為が生じたり、見かけたりした場合に、普段から職場内で議論し、自由に発言できる雰囲気・環境を整える
- ・ どのような事案が「不適切な行為」に当たるか、日々のミーティング、研修などで議論し、対応を検討する



事業者は、従事者だけでなく、子どもや保護者にも「不適切な行為」について周知徹底し、理解を得て業務を行うことが必要です。



従事者・子ども・保護者皆さんが、どのような行為が性暴力や不適切な行為に該当するか、理由も含めて理解することが重要です。また、「性暴力はどこでも起こる可能性がある」との意識を持ち、これらの行為が発生しないように気をつけることが大事です。



■ 従事者による「不適切な行為」が行われた場合の対応

従事者による「不適切な行為」が行われた場合には、事業者は、こども性暴力防止法に基づく防止措置として、次のような対応をする必要があります。

・ 初回かつ比較的軽微な場合

まずは繰り返さないように指導や研修受講命令を行い、注意深くその後の経過観察を行う。

※その行為を責めるのではなく、そうした行為に至った理由を聴き取り、未然防止のために早くから対処することが必要であることを丁寧に説明する。

・ 重大な不適切な行為である場合、指導したにもかかわらず繰り返す場合

こどもと接する業務に従事させない。

■ 「不適切な行為」が行われないようにするために考えられる対応

- ・ 閉鎖環境や私的なやり取りを避ける。
- ・ 身体接触が業務上必要な場合には、こどもや保護者にあらかじめ「不適切な行為」の範囲を説明し、共通認識を形成する。
- ・ こどもの方から身体接触を求めてきて、断ることが適切でない場合にも、その場に応じた工夫を行ったり、保護者に事前に相談したりすること。

(考えられる工夫の例)

小学生が膝に載ってきた場合、「お膝の上じゃなくて隣に座ろうね」と言いながら隣に座らせて、必要に応じて手をつなぐなどして安心感の提供を試みる。

膝に乗せる場合でも、ほかのこどもや職員から見える方向を向く。

- ・ 外形的に「不適切な行為」に当てはまる行為を、必要な業務として行う場合には、事前にルールを定め、そのルールに基づき対応する。

■「不適切な行為」の具体例

業務上の必要性からSNSを用いてやり取りを行う場合は、
一対一でやり取りしないようにする、やり取りの内容を上
司に報告するなどの工夫が考えられる

「不適切な行為」の種類	「不適切な行為」の具体例
私的なコミュニケーション、 面会、送迎など	・ こどもと私的な連絡先(SNS アカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等)を交換し、私的なやり取りを行う ・ 休日や放課後に、こどもと二人きりで私的に会う ・ 保護者の承諾がないまま、こどもの自宅で二人きりになる ・ こどもを自宅に招き、二人きりになる ・ 不必要に、こどもを一人で車に乗せて、送迎を行う
撮影	・ 私物のスマートフォンや、ルール外の方法でこどもの写真・動画を撮影・管理する ・ 業務上必要と考えられる範囲外で、こどもの写真や動画の撮影を行う
密室	・ 不必要にこどもと密室で二人きりになろうとする(用務がないのに別室に呼び出す など) ・ 更衣や宿泊を伴う活動で、不必要にこどもと対象業務従事者が二人きりで更衣室やお風呂などを利用する
身体接触	・ こどもに不必要な接触を行う(必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている など) ・ 業務上必要でないのにこどもを膝に乗せる、おんぶする など ※ 未就学児に対する膝に乗せる、おんぶするといった行為は、業務として行い得るものであることに留意。 ・ 業務上必要でないのにこどもにマッサージをする、こどもにマッサージをさせる、寝かしつけの際に特定のこどもとだけ添い寝をする ・ 視覚障害児の誘導時に必要以上に距離が近い
排せつ介助など	・ こどもの発達段階や特性から考えて、不必要な入浴および排せつ介助を行おうとする ・ おむつ交換時に、衣服の上から陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に手を入れて確認するなど、誤解を受けるような仕方で行う ・ こどもが一人で排せつ、入浴、着替えなどを行いたいとの意思を示している中で、わざわざ介助に入る ・ 特段の必要性がなく特定のこどもだけに排せつ介助を行おうとする
更衣	・ 不必要に、更衣室やこどもが更衣中の部屋に入室する ・ 不特定多数の人の目がある中でこどもに更衣をさせる
特別扱い	・ 特定のこどもに高価な金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする ・ こどもの容姿等を過度にほめる ・ 特定のこどもの保育・介助などを、理由なく担当しようとする
その他	・ こどもの衣服や持ち物を正当な理由なく触ったり、借りたりしようとする ・ 従事者が過度に肌を露出する(性的手なずけにつながる可能性)

■ 「重大な不適切な行為」の具体例

「重大な不適切な行為」の類型	「重大な不適切な行為」の具体例
私的なコミュニケーション、面会、送迎など	・ <u>保護者の意に反することを認識しながら</u>、こどもの自宅などで二人きりになる
身体接触	・ <u>こどもの意に反して</u>、必要以上に長時間抱きしめる ・ <u>執拗に</u>こどもにマッサージをする ※ いずれも、状況によっては児童対象性暴力等にも該当し得る

不適切か否かは、事業者の事業内容（※1）、こどもの発達段階や特性（※2）、現場の状況（※3）などによって変わり得るものであり、これらの行為が、全ての事業者で一律に不適切であると判断されるものではありません。

※1 例：水泳、バレエ、ダンスなどのスポーツ指導では、こどもや保護者の理解を得た範囲で身体接触を伴う指導があり得る。

※2 例：未就学児に対する身体接触と、中高生に対する身体接触を同等に扱うことはできない。

※3 例：日常的に送迎を行う場合と、災害などの緊急事態に送迎を行う場合を同等に扱うことはできない。

また、「不適切な行為」の例に、「執拗に」「こどもや保護者の意に反することを知りながら」といった、悪質性が高まる要素が加わった場合に、「重大な不適切な行為」に該当する可能性があります。

4. ケーススタディ

具体的な場面に即してどのように行動するべきか考えてみましょう。次の2つの事例のように、ある行為が不適切か否かは、こどもの発達段階・特性や事業の特性、さらにその行為の前後の状況によっても異なります。

事例1

未就学児であれば、だっこしてあやすことは一般的です。
しかし、次のような場合は不適切な行為となる可能性があります。

- 必要以上に長時間抱きしめる
- 特定のこどもにだけ繰り返し関わろうとする

一般的な業務

だっこしてあやす



不適切な行為となる
可能性がある

必要以上に
長時間抱きしめる

特定のこどもだけに
繰り返し関わろうとする

事例2

- スポーツ、水泳、バレエ、ダンスなどにおいて、こどもや保護者の理解を得た範囲で、身体接触を伴う指導を行うことは考えられます。
- しかし、「理由もなく体を触る」ことは不適切な行為となる場合があります。

一般的な業務

スポーツ、水泳、バレエ、ダンスなどにおいてこどもや保護者の理解を得た範囲で身体接触を伴う指導を行う



不適切な行為となる
可能性がある

理由もなく体を触る

設問

皆さんの日々の業務の中では、どのようなものが不適切な行為となり得るでしょうか。業務の内容やこどもの発達段階、距離、接触頻度、関係性といった観点で考えてみてください。

- どのようなことに気をつけるべき？
- どのように対応する？
- 誰に報告する？

考えるヒント

■ どのようなものが不適切な行為となるのか

ある行為が不適切か否かは、こどもの発達段階・特性や事業の特性、さらにその行為の前後の状況によっても異なります。皆さんの所属する事業者で、不適切な行為がどのように定められているか、確認しましょう。

「私的なコミュニケーション、面会、送迎など」「撮影」「密室」「身体接触」「排せつ介助など」「更衣」「特別扱い」などの観点から、あなたの事業所で「不適切な行為」であると考えられるケースについて議論してみましょう。



■ どのようなことに気をつけるべきか

「不適切な行為」が行われないようにするために、どのような対応が考えられるか、皆さんの業務の実態を踏まえて考えてみましょう。

特に、実際の業務の中では、身体接触が業務上必要な場合、こどもの方から身体接触を求めてきて断ることが適切でない場合、外形的に「不適切な行為」に当てはまる行為を必要な業務として行う場合などが考えられます。皆さんの業務の中で、これらに当てはまる場合があるか考えてみましょう。また、このような場合、どのようなことに気をつけるべきか考えてみましょう。

考えるヒント

■ どのように対応するか

「不適切な行為」は、意図や目的によってはリスクのある行為であり、教育・保育などの場で性暴力を防止していくためには、「不適切な行為」の段階で、皆で注意し、防止していくことが必要です。

「不適切な行為」に該当する可能性のある行為が生じた場合には、そのことを職場内の議論のきっかけとし、「不適切な行為」に関する共通認識を形成することも重要です。これらの観点から、必要な対処について検討してみましょう。

■ 誰に報告するか

性暴力防止のため、「不適切な行為」の段階から、事業者として組織的に対応していくことが重要です。こども性暴力防止法の対象事業者は、性暴力や不適切な行為の疑いを把握した際の「報告ルール」を定めることになっています。

皆さんの所属する事業者で、報告先、報告方法、報告事項がどのように定められているか、確認しましょう。



回答例

■ どのようなものが不適切な行為となるのか

1. まず、各事業者において定めている不適切な行為の範囲を確認する（※1）
2. 参考として、ガイドラインに示された不適切な行為の例も確認する（※2）

「不適切な行為」の種類	「不適切な行為」の具体例（抜粋）
私的なコミュニケーション、面会、送迎など	・ こどもと私的な連絡先（SNS アカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレスなど）を交換し、私的なやり取りを行う ・ 休日や放課後に、こどもと二人きりで私的に会う
撮影	・ 私物のスマートフォンや、ルール外の方法でこどもの写真・動画を撮影・管理する
密室	・ 不必要にこどもと密室で二人きりになろうとする（用務がないのに別室に呼び出す など）
身体接触	・ こどもに不必要な接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている など）
排せつ介助など	・ こどもの発達段階や特性から考えて、不必要な入浴および排せつ介助を行おうとする
更衣	・ 不必要に、更衣室やこどもが更衣中の部屋に入室する ・ 不特定多数の人の目がある中でこどもに更衣をさせる
特別扱い	・ 特定のこどもに高価な金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする ・ こどもの容姿などを過度にほめる
その他	・ こどもの衣服や持ち物を正当な理由なく触ったり、借りたりしようとする

※1 外形的に「不適切な行為」に該当し得る行為を、必要な業務として行う場合には、事前・事後に、その経過を組織内で共有するなど、事前に定めたルールに基づき対応することが考えられます。

※2 表は抜粋ですので、ガイドラインに示された例の詳細は研修資料をご参照ください。なお、これらの具体例は、事業者、事業内容、対象となるこどもの発達段階や特性、現場の状況等によって、不適切であるかどうかが変わり得るものであり、これらの行為に該当することで一律に不適切であると判断されるものではありません。

回答例

■ どのようなことに気をつけるべきか

- ・ 身体接触は「業務上必要な範囲」と言えるかに気をつける
- ・ 閉鎖環境（密室や他人の目が届きにくい状況）や私的なやり取りを避ける
- ・ 身体接触が業務上必要な場合には、こどもや保護者にあらかじめ「不適切な行為」の範囲を説明し、共通認識を形成する
- ・ こどもの方から身体接触を求めてきて、断ることが適切でない場合（※）にも、その場に応じた工夫を行ったり、保護者に事前に相談したりする
- ・ 外形的に「不適切な行為」に当てはまる行為を、必要な業務として行う場合には、事前にルールを定め、そのルールに基づき対応する

※ 性暴力の加害者には、「少し触っただけだ」、「実はこどもも喜んでいる」などの一方的な思い込みが見られることがあり、「認知の偏り」と呼ばれます。「認知の偏り」について議論する際には、演習教材「認知の偏りのシミュレーション」を活用できます。

■ どのように対応するか

- ・ 「不適切な行為」に該当する可能性のある行為が生じたり、見かけたりした場合に、普段から職場内で議論し、自由に発言できる雰囲気・環境を整える
- ・ どのような事案が「不適切な行為」に当たるか、日々のミーティング、研修などで議論し、対応を検討する

■ 誰に報告するか

- ・ 各事業者の定めている報告ルールに基づき報告し、組織的に対応する